

参考資料

浦安市特定創業支援等事業費補助金交付要綱（平成30年告示第52号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条）			別表（第5条）		
区分	補助対象経費	補助金の額	区分	補助対象経費	補助金の額
創業に関する講習会の実施	省略	全額。ただし、 <u>一</u> の年度につき <u>580,000 円</u> を限度とする。	創業に関する講習会の実施	同 左	全額。ただし、 <u>1回</u> につき <u>870,000 円</u> を限度とする。
			創業支援施設の運営	(1) <u>広告宣伝費</u> (2) <u>専門家派遣に要する経費</u> (3) <u>消耗品費</u> (4) <u>使用料及び賃借料</u> (5) <u>その他これらに類するもの</u>	全額。ただし、 <u>一</u> の年度につき <u>2,399,000 円</u> を限度とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。